



クーリング・オフって何？



パオたんてーい！なんども「クーリング・オフ」って聞いたけれど、くわしく教えてくださーい！



パオたんてーい！なんどもクーリング・オフって聞いたけれど、くわしく教えてくださーい！



契約書(けいやくしょ)を受けとってから8日以内、マルチ商法は20日以内であればクーリング・オフできます。



そうですね。クーリング・オフは、急に声をかけられたり誘われたりして、よく考えないまま契約したようなときに、特別に契約をやめることができる制度なんです。



どんなときでもクーリング・オフできるの？



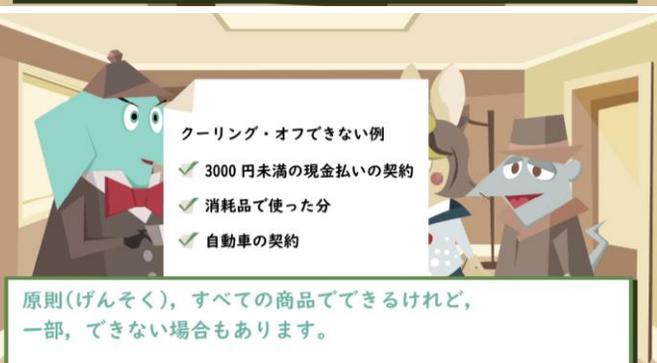
しかし、店舗販売(てんぱはんばい)や通信販売(つうしんはんばい)は、クーリング・オフできないから気をつけてください。



うむ、いい質問ですね。クーリング・オフできる販売方法と期間は決まっています。たとえば、訪問販売や電話勧誘販売は、契約書を受けとってから8日以内、マルチ商法は20日以内であればクーリング・オフできます。しかし、店舗販売や通信販売はクーリング・オフできないから気をつけてください。



どんな商品でもクーリング・オフできるのかなあ？



原則(げんそく)、すべての商品でできるけれど、一部、できない場合もあります。



原則、すべての商品でできるけれど、一部、できない場合もあります。たとえば、
・3000円未満の現金払いの契約
・消耗品で使った分
・自動車の契約



クーリング・オフするとどうなるの？



商品を受け取ってれば、販売会社(はんばいがいしゃ)の送料負担(そうりょうふたん)で引き取ってもらうことができます。



契約は初めから、なかったことになります。支払ったお金は返してもらえるし、商品を受け取ってれば、販売会社の送料負担で引き取ってもらうことができます。それから、契約書にもクーリング・オフのことを書いて消費者に渡さないといけません。契約するときに、契約書をよく確認しておくといいですね。



クーリング・オフ<まとめ>

 クーリング・オフは、訪問販売(ほうもんはんばい)などの不意打ち的な勧誘(かんゆう)を受けて契約(けいやく)内容をよく確認しないうちに契約してしまったときに、一定期間内、無条件で契約をやめることができる制度です。

 「頭を冷やして考え直す」という意味からクーリング・オフ (cooling-off) 制度といいます。

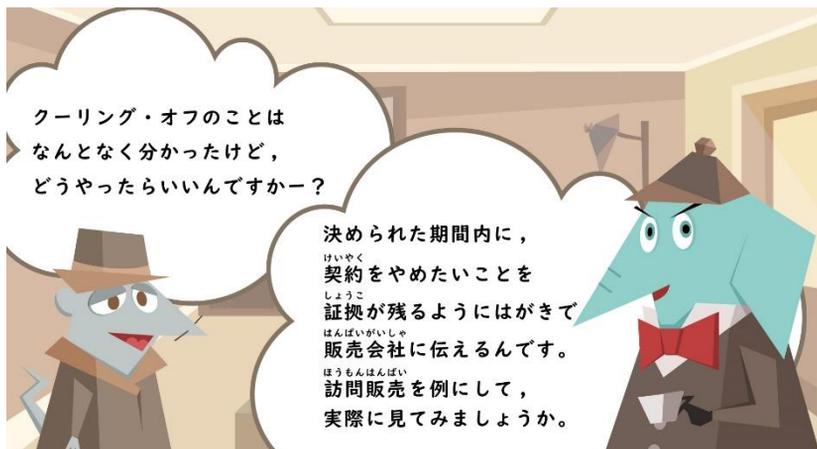
 訪問販売や電話勧誘販売(でんわかんゆうはんばい)などであれば、契約書面を受け取ってから8日間以内、マルチ商法であれば20日以内に手続きすれば、契約は初めからなかったことになり、支払(しはら)ったお金は戻り、受け取っている商品は、販売会社の送料負担で引き取ってもらえます。

 クーリング・オフができない主な例

- ・店舗販売(てんばはんばい)や通信販売
- ・3,000円未満の現金払いの契約
- ・消耗品(しょうもうひん)で使用した分
- ・自動車の契約



クーリング・オフはがきを書いてみよう!



契約書

契約日 (契約書受け渡し日) 2020年4月2日

名まえ さつま はやと 担当者 契約 取蔵
住所 鹿児島市●●町1-2
電話番号 099-***-***

商品名	数量	金額
学習教材	一冊	50,000
合計		50,000

クーリング・オフのお知らせ

1. 099-***-*** 2. 099-***-*** 3. 099-***-***

販売会社 アリエンドカンパニー
鹿児島市●●町1-1
代表者 契約 取代

契約解除通知

契約日 2020年4月2日
商品名 学習教材
金額 50,000円
販売店 アリエンドカンパニー
(担当者) 契約 取蔵
上記の契約を解除します。

2020年4月9日
鹿児島市●●町1-2
さつま はやと

契約解除通知

契約日 商品名
契約金額 販売店名
担当者名

はがきを書いた日付
契約者の住所と名前

契約書を見ながら、まずは、はがきの裏面から。
まず、契約解除通知と書いて、次に、契約日、商品名、契約金額、販売店名、担当者名を書きましょう。
その下に「上記の契約を解除します」として、はがきを書いた日付、契約者の住所と名前を書きます。

契約書

契約日 (契約書受け渡し日) 2020年4月2日

名まえ さつま はやと 担当者 契約 取蔵
住所 鹿児島市●●町1-2
電話番号 099-***-***

商品名	数量	金額
学習教材	一冊	50,000
合計		50,000

クーリング・オフのお知らせ

1. 099-***-*** 2. 099-***-*** 3. 099-***-***

販売会社 アリエンドカンパニー
鹿児島市●●町1-1
代表者 契約 取代

郵便はがき
890-*****

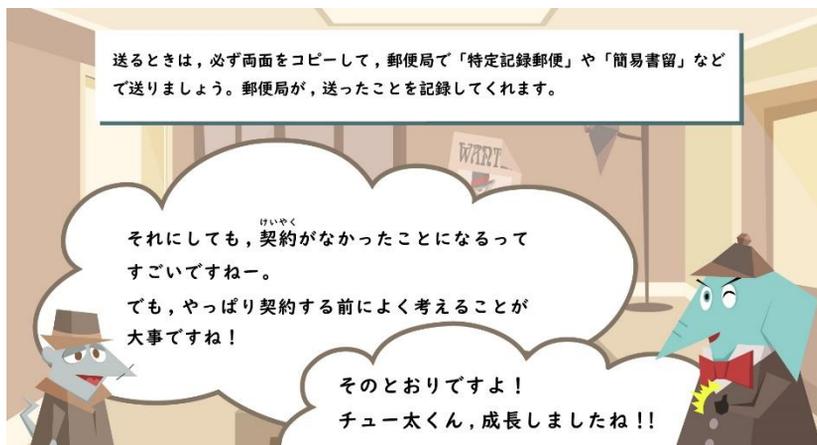
アリエンドカンパニー
代表者 様

鹿児島市●●町1-1

特定記録郵便

宛先は販売会社の住所と会社名、「代表者」宛てて!

次に表面。
宛先は販売会社の住所と会社名を書き写して、「代表者」宛てて書きましょう。
これで、はがきは完成です。





困ったときは?



パオたんてい! いろいろなトラブルを乗り越えてきましたねー。これで「かしこい消費者」ですね!!



パオたんてい! いろいろなトラブルを乗り越えてきましたねー。これで「かしこい消費者」ですね!



そうですね。だいぶ分かってきたようですが、でも、まだまだ油断は禁物ですよ。ところで、ウサちゃん。我々に隠していることがありますね。



えーっ、怪盗(かいとう)G!?



フフフ、何のことかしら?



もうだまされませんよ、ウサちゃん、いや、怪盗G!



えーっ、怪盗G!?



さらば!



ハハハ、さすがはパオたんてい。お見事だよ! さらば!



待ちなさい! 怪盗G!



うー、くやしいー。もう絶対だまされないぞー。あ、何かある!



残念だったね、チュー太くん。ところで、ドーナツ代をまだいただいてなかったね。



残念だったね、チュー太くん。ところで、ドーナツ代をまだいただいてなかったね。ここに振り込んでおいてくれたまえ。



ドーナツ代100万円! えー、このドーナツ、お土産じゃなかったのー。パオたんていー、どうしようー。



さあ、一緒に(いっしょ)に怪盗(かいとう)Gを捕(つか)まえましょう!



みなさんの周りにも怪盗Gが潜んでいるかもしれません。買い物やサービスを受ける時はよく考えて、必要のないものを買ったり、だまされてトラブルにならないように気を付くことが大切です。さあ、一緒に怪盗Gを捕まえましょう!

困ったときは? <まとめ>

いろいろな消費者トラブルを学んできましたが、生活する中では、まだまだむずかしいこともたくさんあります。困ったこと、わからないことがあるときは、保護者(ほごしゃ)や先生に相談しましょう。また、身近なところにも相談できる場所があるので覚えておきましょう。

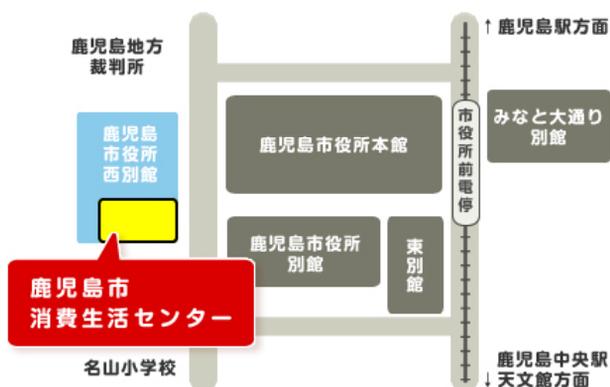
💡 困ったときの相談先

鹿児島市消費生活センター

相談電話	099-808-7500
相談時間	平日9:00~17:15
場所	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 (市役所 西別館1階)

消費者ホットライン

相談電話	188
身近な相談窓口につながる全国共通の消費生活相談ダイヤルです。	



💡 消費生活センターでは、どんなことを相談できるの?

消費生活センターは、みなさんがくらしの中で困ったとき相談することができます。

例えば

- 買い物で事業者とトラブルになった【契約(けいやく)トラブル】
- 悪い業者に必要ない品物を買わされてしまった【悪質商法】
- 買った覚えのない品物の代金を請求(せいきゅう)された【架空(かくう)請求】
- 借金をして返すことができなくなった【借金問題】
- 買った品物で事故(じこ)が起こった【製品(せいひん)事故】